

福祉民生常任委員会会議録

平成22年3月1日

北 見 市 議 会

午前 9時59分 開 議

○(河野委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいただきます。

○(井上次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名であります。鍵水委員は所用のため遅参される旨届け出がありました。

以上であります。

○(河野委員長) 今定例会におきまして私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけでありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、順次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前10時00分 再 開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、市民環境部のうち市民の声をきく課、市民活動課、相内支所及び戸籍住民課所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(尾関部長) おはようございます。議案第29号平成21年度北見市一般会計補正予算中、市民環境部所管の補正予算につきましてご説明を申し上げたいと思います。

初めに、市民の声をきく課所管では、昨年9月末までの実績に基づき、国及び北海道の補助にあわせて過疎バス対策等経費を計上させていただきました。

次に、市民活動課所管では、地域住民の活動拠点であります地域会館の改修補助金と住民センターの修繕費を計上させていただいております。

また、相内支所所管の相内地域公共施設複合化事業関連では、昨年末に完成し、本年1月から供用を開始いたしました住民センター建設費などの確定に伴う財源充当の変更の整理補正でございます。

次に、戸籍住民課所管では、常呂町斎場の老朽化が著しく、雨漏りにより業務に支障を来していることから、屋根やホール壁の改修等に要する費用につきまして所要額を計上させていただきました。

詳細につきましてそれぞれ所管する課長、所長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○(八谷課長) おはようございます。それでは、市民の声をきく課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書21ページから22ページ、お手元に配付させていただいております福祉民生常任委員会資料1ページの市民活動費、過疎バス対策等経費でございますが、市民の生活バス路線の確保及び運行維持を図るため、過疎バス対策等に要する経費といたしまして24路線を対象に9,317万4,000円を事業者である北海道北見バス株式会社に対し補助いたしたく、所要経費を補正計上いたすものでございます。

補助金の内訳につきましては、委員会資料2ページから3ページに記載させていただいております。今回の補助対象となる期間につきましては、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの1年間の運行実績が対象となっております。

委員会資料2ページをごらんいただきたいと存じます。1番の生活交通路線維持費補助金対象路線でございますが、これにつきましては国庫補助の対象路線でございます。①の温根湯線から⑩の佐呂間線の9路線に対しまして4,553万8,000円を、また2番の準生活交通路線維持費補助金対象路線、これにつきましては北海道の補助対象路線でございます。①の美山線から⑥の温根湯線、系統的には北見、留辺蘂運動公園線の6路線に対しまして2,057万7,000円を、次に委員会資料3ページをごらんいただきたいと存じます。3番の過疎バス路線、これは国・道の補助対象外路線となりますことから、市が単独で補助している路線でございます。①の光西町線から⑨の厚和線の9路線に対しまして2,705万9,000円を、

合計24路線を対象に9,317万4,000円、対前年度比では614万1,000円減の補助金の内容となっております。補助金額が下がった主な要因といたしましては、キロメートル当たりの運行経費、平成20年度は252円66銭、平成21年度は245円83銭と前年比約3%減となり、燃油価格の値下がりにより運行経費が減になりましたのが大きな要因となっております。

次に、委員会資料4ページに補助制度の概要を参考資料として添付しておりますので、その主な内容について説明させていただきます。初めに、生活交通路線維持費補助金国庫補助対象路線の概要についてでございますが、補助基準といたしまして輸送量が1日当たり15人から150人、運行回数が1日3回以上、運行条件といたしまして路線が複数市町村にまたがるものとされていますが、市町村合併により補助の対象外とならないよう支援措置として、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとされております。またさらに、キロ程が10キロメートル以上となっております。

補助対象費、補助率の詳細につきましては、資料に記載のとおりでございますけれども、市町村の負担分につきましては4ページ左側に記載のモデル図として記載しております。市町村の負担分につきましては、黒く塗りつぶし、白抜き文字で記載しているところでございます。この経常費用の20分の11に達する分が市町村の補助分になってございます。

次に、準生活交通路線維持費補助金、これにつきましては北海道の補助対象路線でございますが、輸送量、運行回数につきましては国の基準に準じておりまして、運行条件では同一市町村内を運行する路線が10キロメートル以上となっております。

補助対象経費、補助率の詳細につきましては、資料に記載のとおりでございますが、経常費用から経常収益を除いた20分の9を限度として、道が3分の1、市町村が3分の2を補助し、路線維持を図っています。国・道の補助制度は、いずれも市町村との協調補助が条件となっております。

次に、過疎バス路線補助の概要でございますが、国・道の補助対象路線外のいわゆる過疎バス路線に対し、経常費用から経常収益を差し引いた赤字分相当額に対しまして北見市が単独補助し、路線維持を図っているものでございます。

以上で市民の声をきく課所管の補正予算につきまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○(近藤課長) おはようございます。それでは、市民活動課所管の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書、歳入は7ページから8ページ、歳出は21から22ページです。委員会資料では5ページでございます。このたびの国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源に地域の住民活動の拠点施設でございます住民センターの改修及び地域会館の改修を行うものでございます。

まず、委員会資料5ページ上段、歳入ですが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金として1,301万7,000円を計上いたしました。

次に、下段、歳出でございます。2款3項1目市民活動費では、住民活動費としまして常呂自治区の地域会館であります栄町会館の会館改修に係る補助金として43万5,000円を補正計上するものです。栄町会館は、栄町町内会が昭和63年に建設した地域会館で、地域住民及び栄町老人クラブしょうわ会の活動拠点として利活用されておりますが、築後22年を経過し、施設の老朽化が進んでおりますことから、施設機能の維持向上を図るため、栄町町内会が実施します屋根の塗装、台所間仕切りの改修工事に対し、北見市地域会館等設置費補助規則第3条により施設改修工事費の8割以内の補助金を交付するものです。

また、同じく市民活動費で住民センター運営管理費として住民センターの改修に係る経費として1,320万円を計上いたしました。具体的内容としましては、留辺蘂地区に所在しますはあとふるプラザに関連しましてはエレベーター機器の修繕、屋上の防水

改修を行うほか、西区住民センター会議室の照明器具の修繕を行うものです。端野自治区では、屯田農村生活センターの研修室床改修工事、風除室の設置及びトイレ入り口の段差改修工事のほか、川向文化センターの常用消防設備の修繕を実施するもので、利用者のニーズ、安全確保、また利便性の向上を図るものです。北見自治区では、北光地区住民センターの多目的室への雨漏りが生じており、屋根の改修を実施するものです。

なお、今後におきましても住民センター、また地域会館ともに施設の老朽化が進んでいく中でありますが、利用者の安全性の確保や利便性の向上のため各施設の利用実態に応じて計画的に改修を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○（山下所長） おはようございます。それでは、相内支所が所管いたします補正予算につきましてご説明させていただきます。

資料6ページでございます。まず、下段の歳出からご説明させていただきます。相内支所及び相内生活改善センター改築事業費につきましては、両施設改築に係る建設、土木、解体工事費が確定いたしましたので、これに伴い相内支所分において10万7,000円、生活改善センター分において1,018万9,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

上段の歳入につきましては、相内支所生活改善センター改築事業費が北海道の地域政策総合補助金の交付対象となりましたことから、また相内地域公共施設建設基金繰入金で工事費へ充当すべく、それぞれ記載の金額を補正計上するものであります。

市債におきましては、地域政策総合補助金が交付決定されたこと並びに事業費の減額に伴い生活改善センター分において1,010万円、相内支所分において10万円をそれぞれ減額するものであります。

以上でございます。

○（辻 課長） おはようございます。それでは、戸籍住民課所管の補正予算につきましてご説明をさ

せていただきます。

補正予算説明書、歳入は5ページから6ページ、歳出は25ページから26ページ、委員会資料につきましては7ページでございます。このたびの国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源とし、常呂町斎場の改修等を行うものです。

初めに、委員会資料7ページ上段、歳入でございますが、衛生費国庫交付金といたしまして地域活性化・きめ細かな臨時交付金190万9,000円を計上させていただきます。

次に、下段、歳出でございます。火葬場費では、火葬場運営管理費におきまして常呂町斎場の改修等に係ります費用といたしまして200万円を補正計上させていただきます。昭和54年4月に供用開始されました常呂町斎場につきましては、築後30年を経過し、経年劣化により施設の老朽化が進んでおり、施設内の告別室、収骨場やエントランスホールなどにおきまして雨漏りが発生するなど業務に支障を来しておりますことから、屋根の補修、残骨堂の扉の修繕、施設内部につきましては告別室等の壁、天井等の修繕及び炉前ホール壁の改修を実施するほか、霊台車の耐火物のすげかえ等施設機器の修繕を行うものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○（河野委員長） 補足説明が了しましたので、初めに市民の声をきく課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） それでは、続きまして市民活動課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） 次に、相内支所及び戸籍住民課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で市民の声をき

く課、市民活動課、相内支所及び戸籍住民課の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部のうち環境課及びクリーンライフセンター所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（尾関部長） 次に、環境課所管では、歳入におきまして衛生費寄附金についてそれぞれ寄附がございましたので、補正計上させていただくものです。

歳出では、昭和36年から供用開始し、老朽化が進んでおります緑ヶ丘霊園の納骨堂の改修経費のほか、築後30年を経過し、常呂市営浴場の屋根、浴室等の老朽化が著しいことから、現施設の部分改修に要する費用につきまして所要額を計上させていただきました。また、北見自治区の公衆浴場において設備機器補修が予定されておりますが、北海道の補助にあわせて北見市の補助を行うべく、関連予算を計上させていただいております。

次に、クリーンライフセンター所管では、端野廃棄物処理場の浸出水処理施設の設備機器の経年劣化から機器の修繕経費を計上させていただいております。また、常呂污水处理施設では最終処分場からの浸出水を適正処理するために同施設の機器の更新に要する費用につきまして所要額を計上したところがございます。

次に、債務負担行為の補正についてでございますが、常呂自治区のごみ処理において一般廃棄物広域処理事業から脱退することに伴う事業負担金に係る債務負担行為につきまして所要の補正を行うものがございます。

詳細につきましてそれぞれの課長、参事から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○（松崎課長） それでは、環境課所管にかかわります補正予算案につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

資料8ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、歳入でございます。衛生費国庫交付金といたしまして3,952万4,000円を計上させていただきました。これは、後ほど歳出で説明させていただく霊園墓地整備事業及び市営浴場設備整備事業に対しまして国から地域活性化・きめ細かな臨時交付金として交付されるものです。

次に、衛生費寄附金といたしまして20万円を計上させていただきました。これは、平成20年度に導入されましたふるさと納税制度に基づき、ふるさと北見応援寄附金として札幌市在住の星加大介様からふるさとの美しい自然を守り、将来に引き継いでいくためにとの趣旨で10万円を、また北見市石材業協会様から霊園の整備事業資金として同じく10万円の寄附の申し出がありましたことから、環境事業費寄附金として環境・緑化基金へ積み立てるべく、歳入予算に計上させていただくものです。

続きまして、資料9ページ、歳出でございます。初めに、霊園墓地費では、霊園墓地整備事業費として建設後48年を経過し、外壁、納骨壇などの老朽化が著しい緑ヶ丘霊園納骨堂を国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、改修、整備する経費として所要額3,800万円を計上させていただきました。

次に、公衆浴場費では、市営浴場整備事業費として昭和55年に建設されました常呂市営浴場が築後30年を経過し、経年劣化により屋根、浴室、浴槽など建物全体の老朽化が著しいことから、現施設の改修を行い、常呂自治区唯一の公衆衛生施設の維持運営を図るため、こちらも国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、改修、整備する経費として所要額2,590万円を計上させていただきました。

次に、公衆浴場確保対策事業費では、市内の小規模公衆浴場におきまして老朽化によりふろがまを更新することが必要となりましたことから、北見市公

衆浴場確保対策事業補助金交付要綱に基づき公衆浴場を支援することで保健衛生上必要不可欠な公衆浴場の確保を図りたく、北海道の補助にあわせて補助を行うべく所要額48万7,000円を計上させていただきました。

資料10ページから11ページに納骨堂改修事業の内容と予定工期及び位置図を資料として掲載しておりますが、実施計画を行い、11月下旬完了の工期予定で実施したいと考えております。

また、資料12ページには、常呂市営浴場改修事業の内容と予定工期を掲載しております。こちらも実施設計を行い、12月下旬完了の工期予定で実施したいと考えております。

以上でございます。

○(桜田参事) 続いて、クリーンライフセンター所管の補正予算についてご説明させていただきます。

委員会資料13ページでございます。初めに、中段の歳出でございます。廃棄物処理費の端野廃棄物処理施設費につきまして端野町一般廃棄物処理場の浸出水処理施設における原水ポンプ、風量制御弁及び攪拌機などの修繕と、同じく常呂廃棄物処理施設におきまして汚水処理にかかわる脱窒円盤槽の駆動チェーン及びsprocketホイールなどの経年劣化による更新により、合わせて282万8,000円を計上いたしました。

これらに伴います歳入につきましては、上段、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金を計上いたしました。

次に、下段、債務負担行為に関する調書補正(変更)についてご説明させていただきます。常呂廃棄物処理施設におきまして北見市が大空町と行っております常呂自治区の可燃ごみの処理について、平成22年3月31日をもって一般廃棄物広域処理事業から脱退し、新年度からクリーンライフセンターで処理することに伴い、平成20年度以降の焼却施設広域事業負担金が本年度限りとなり、変更が生じますことから、所要の補正を行うものでございます。調書の

中ほど、今年度以降の支出予定額の変更前1億2,384万5,000につきまして、変更後本年度分支出予定額3,096万2,000円となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○(河野委員長) 補足説明を了しましたので、初めに環境課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

○(飯田委員) 霊園の納骨堂の関係をお尋ねしたいのですが、過去に本会議でも各議員から何回かこの施設の改修の関係を質問されていると思うのですが、今回きめ細かな臨時交付金対象事業ということで改修されます。工事費の金額が出ていますけれども、この中身の工事をやるのですが、どういう工事になっているのか、概算がわからないのです。その辺をわかる範囲で示してほしいのと、あとこれは昭和36年にできていますから、もう48年ぐらいたっています。私は中に入ったことがないからわからないのですけれども、これを整備することによって今後何年ぐらい、納骨のスペースとかいろいろありますが、こういったところというのは、やはり具体的に示してもらわないと、ただ古いから直しますだけではよくわからない部分があるので、その辺将来的な部分を含めてどういった形で考えて改修していくのか、お示ししていただきたいと思います。

○(松崎課長) 納骨堂の改修事業につきましては、全体事業費で3,800万円という予算を予定させていただいておりますけれども、この内容につきましては委員会資料10ページに事業内容として、実施設計を行いまして、その後改修工事を予定させていただくという、そういうことを考えさせていただいております。内容につきましては、まず実施設計をやることによって必要な具体的な補修の内容ですとかが決まってくるわけですが、大まかな今の予定といたしましては外壁の補修、それから塗装の塗り直し、あるいは内部の天井改修ですとか防水処理、さらには階段が急な傾斜になっているとか、そう

いうこともございますので、その辺も利用しやすいような形に改修させていただくようなことも考えておりますし、またそれに伴って電気設備ですとか、そういったことも改修を予定しております。さらに、最終的には納骨壇なのですけれども、これが非常に古くなっているということがございます。それで、現在900壇近くの壇数があるのですけれども、実際としてはそれほど必要がないので、今後の改修に当たっては利用状況などを勘案いたしまして400壇ぐらいの数に変更して、今後必要な量に対応させていただきたいと考えております。事業費につきましては、細かい事業費はこれから実施設計をやっていく中で詳細が決まってくるかとは思いますが、本体の改修工事、それから主な電気工事、それから納骨壇に係る経費、そういった事業費の中で総額3,800万円の予算の中で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○(桜田委員) 私からもよろしいですか、この納骨堂の改修工事3,800万円についてご質問をさせていただきます。今納骨壇の使用数が今現在900壇、そしてこれからが約400壇ぐらいを想定しているということでしたので、では400壇を新しく更新したときに、例えばこれから新たに新規のものを求めたいという市民の方がいた場合に、この対応がどれぐらいの数を準備できているのかということと、それからかなりよくなると思います。例えばそのときに、今使っていただいている方の使用料その他は今までと同じなのか、これから変わるのかということも含めておおよそ了解をいただいたりだとか、それからご説明をしたりだとか、方針があると思うのですけれども、その辺をどのように考えているのかをお知らせください。

○(松崎課長) 先ほどの飯田委員のご質問の中でご説明が漏れておりました。今後の利用に対してどれぐらいの年数対応できるかという質問をいただいております。現在年間数件、3件ないし4件程度

のご利用といたしますか、新規の需要がございます。そういったことから、今後約300壇から400壇という新たな区画をつくるに当たりましてかなりの需要には対応できると考えてございます。

それから、実際に工事は12月ぐらいまでかかるのですけれども、できた後につきましては当然このように新しい納骨堂ができましたということで、市民に対して広報等でご案内をさせていただきたいと考えておりますし、今後の使用料ですとか、そういう維持料につきましても当然新たな事業費が発生しておりますので、このあたりにつきましてはこの中の全体的な使用料、手数料、そういう見直しの中で今後に向けて変更といたしますか、見直しについても考えさせていただきたいと考えております。

○(桜田委員) 要するに今使っている方の使用料その他を急に上げたりすると、かなりそこで温度差が生まれると思うのです。それからまた、今度どのぐらいの改修をするかによって変わってくると思うのですが、これから新規に求められる方には、例えば一番最初に購入するときの使用料みたいなのは何か別に設けなければならないのかもしれないけれども、その辺の説明をやはりもう少し求めておかないと、今実際に使っていらっしゃる方の利便性を上げることと、これからこれだけの3,800万円のお金をかけてこの改修をしていただくわけですから、そこに関する話をもう少し聞かせてもらいたい。

○(松崎課長) 現在納骨堂の使用料、それから維持料につきましては、北見市墓地及び霊園条例に基づきまして使用料が1壇につき3,000円、それから2,000円、それから1,000円と場所によって3ランクに設定されております。また、維持料に関しましては年間400円という維持料をいただいております。そういったこととございますので、これら使用料、維持料につきましても今後見直しという考え方の中では、一様に急激に値上げをするというわけにはいきませんので、使用料、手数料の見直しの考え方、上限率20%という考え方もございますので、そういつ

た中で今後の全体事業費からどれぐらいが適切な維持料、使用料になるのか、そういったことをよく検討させていただいて、今後の改定を進めさせていただきたいと考えております。

○（表 委員） 歴史が古いということは、やはり無縁仏ではないですけれども、そこに納骨があることさえわからない人もいるのではないかと思います。900壇あって、そのうち実質的にそういう維持料というのをもらっている方が何人いるかわかりませんが、やはりその辺のところの整理というのもしなければならぬと思うのです。新規という部分もあるけれども、逆にそういう形の中で維持料も取らないでそこに置いたまま、あとはそうなると改修するときにはその辺のところの整理もあるのではないかと思います。その辺のところの考え方はいかがですか。

○（松崎課長） 納骨堂を利用させていただいている方、きちんと貸し出しの申請をしていただいている利用者の方と、それから何らかの理由で身元のわからない方ですとか、いろいろな事情で保健福祉部からの要請ですとか、そういう形で身元のはっきりしない形でお預かりしているというお骨も確かにございます。そういった方で、もちろん利用者がはっきりしている方には当然正規な使用料なり維持料をいただいているわけですが、あとそういう身元のはっきりしないような方、こういった方についても市としての市の責任においてお預かりさせていただいているという部分もございますので、そのあたりについては今後とも市としてやはり対応はしていかなければならない部分だとは考えております。できるだけそういう身元を確認させていただくという作業もさせていただきながら、そういった事情のあるお骨については市の責任において今後とも納骨といいますか、お預かりさせていただく、そういう考え方でいかなければならないと考えています。

○（表 委員） 900壇があって、全部使っている

ことになっているのではないかと思います。その中で実際に使われていないというか、そのまま市が維持料も取らないで、整理しなければならないという部分があるのではないかと思います。今現在そういう形の中で、幾つの納骨があって、維持料の取れていない部分と、全体的にどのくらいの数か。今度の新しいのは400ぐらいと言っていました。その中のもので間に合うのかどうかという判断はどうなのですか。

○（松崎課長） 失礼しました。現在納骨堂を利用させていただいている件数なのですけれども、全体で68件でございます。その中で貸し出し使用許可件数が36件になってございます。それ以外がいわゆる身元等のはっきりされないお骨という形でお預かりをさせていただいている状況でございます。そういった現在の利用状況ということがございますので、正式には959壇、現在古い状況の中ではあるのですけれども、これを先ほど私正確に申し上げなかったのですけれども、今の現段階での予定では342壇の新しい納骨壇に改修、整備をさせていただくということで今後十分需要にはたえていけるのではないかと考えております。

○（小畑委員） 常呂の市営浴場の改修事業にかかわって、これは実際に私も見てまいりましたが、大変古くて、おふろのない方には不便を解消するという意味ではいいことだと思うのですが、ここでソーラーパネルを撤去して、その後改修した後はソーラーだとか、自然エネルギーを使われるのか、そういったことを少しお聞きをしたいのと、利用者は当然おふろのない方ですから、この改修中に休業されると思うのですが、そのときにどのような対応を市民の方にされるのか、この2点お聞かせをいただきたいと思います。

○（辻 課長） ただいまのご質問でございますが、まず危険でありますので、ソーラーパネルを撤去させていただきまして、その後でございますが、今回の改修に当たりましては移転新築あるいは現在地の

改修、それから常呂自治区にあります温水プール等のボイラー機能をうまく使えないかという併設案など、それから今ご質問にありました代替エネルギーで木質ペレットなどを使えないかということなどにつきまして検討させていただきました。その結果、移転新築案につきましては1億円を超える工事費が見込まれるという問題、それから施設機能の部分につきましては現在の検討対象といたしました温水プールにつきましてもボイラー機能の能力が既に限界に達しているということ、それから代替エネルギーの部分につきましてはこの機会に木質ペレットを利用したボイラーの導入ということを考えましたが、まだ木質ペレットの単価が高いということ、それからまた実質的な課題といたしまして地下1階にあるボイラー施設のスペースが狭いことから、現実的には木質ペレットボイラー施設を設置することができないと。あるいは、設置するためには外部の施設用地が不足しているということが挙げられております。今回につきましては、改修の部分につきまして最低限必要なところを対応したいということで、このような改修案としてまとめさせていただいたところがございます。

それから、休業関係でございますが、現在の施設を使って対応するというので、北見保健所とも協議をさせていただいておりまして、男湯と女湯、2つありますので、それぞれ片方ずつ営業をしながら、利用者の方にはなるべくご迷惑をかけないような形での運営を基本にやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○（小畑委員） 最低限の改修にとどめてということなのですが、ご存じのように自然エネルギー、代替エネルギーはやはり地球環境汚染の防止の観点からいけば大分広がっているはずなので、例えば国とか、そういったものの補助だとか、そういったものも検討されたのでしょうか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○（辻 課長） 今回の検討の中で、特に移転新築案の中では今お話のありました太陽熱を利用した形、現実的に検討させていただきまして、その中で国の補助というのもございますので、それらも検討した経過ございますが、何分にも多額な費用かかるということと、それともう一つ、この市営浴場をいつまでやるのかという費用対効果の問題もございまして、今回につきましては現実的な対応として一応最低限の対応でエネルギー関係も検討させていただいたところがございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○（河野委員長） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） それでは、続きましてクリーンライフセンターを審査の対象いたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で環境課及びクリーンライフセンターの審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時41分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、保健福祉部のうち社会福祉課、介護福祉課及び保護課所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（堀内部長） おはようございます。それでは、本委員会に付託されております保健福祉部所管の補正予算並びに条例の改正等につきまして、私からはその主なものを一括ご説明させていただきたいと存じます。

初めに、議案第29号一般会計の補正予算について、その主なものでございますが、民生費におきまして障がい者福祉費では自立支援給付費として介護報酬

の改正などに伴う増額補正をいたしましたほか、介護保険及び後期高齢者特別会計への繰出金、また生活保護総務費の過年度精算返還金、そして繰越明許により子ども手当支給経費をそれぞれ補正計上いたしましたところでございます。

次に、国の第2次補正予算による地域活性化・きめ細やかな臨時交付金が創設され、臨時交付金対象事業といたしまして、民生費では端野サービスセンター暖房設備等の改修費、ちびっこ広場の遊具の修繕及び老朽化した市立認可保育園の屋根等の改修費、衛生費では診療を再開する上ところ診療所の医師住宅の改修費を繰越明許費として補正計上いたしましたところでございます。

次に、議案第30号から第32号までの後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険特別会計補正予算につきましては、それぞれ整理補正でございます。

次に、議案第14号北見市立保育所条例の一部を改正する条例では、児童数の減少により本年3月31日をもって留辺蘂自治区のあさひ保育園を廃園し、さかえ保育園に統合することに伴い、改正するものがございます。

最後に、議案第21号保健福祉部の所管する施設に係る指定管理者の指定について、7カ所の保育所施設について議案に記載のとおり指定いたしたく、議会の議決を求めるものがございます。

私からは以上でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明いたします。よろしくご審査をお願いいたします。

それでは、社会福祉課から保護課所管についての補足説明をさせていただきます。

○（梅田課長） おはようございます。それでは、私から社会福祉課所管にかかわる補正予算案につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

まず、委員会資料1ページ、歳入でございます。国庫負担金など今回補正計上いたしました社会福祉費の歳出にかかわる財源でございます。

次に、委員会資料2ページをお開きください。歳出でございますが、まず高齢者福祉費、相内町高齢者福祉会館改築事業費であります。入札差金がございますので、減額をさせていただくものであります。

次に、障がい者福祉費でございます。まず、自立支援給付費の介護・訓練等給付費ですが、入浴、排せつ、食事などの生活介護サービスを受けられる方がふえていることと昨年4月の障がい福祉サービスの報酬改定並びに7月の利用者負担軽減措置における要件の緩和などを要因といたしまして、1億2,010万4,000円を増額補正させていただくものです。

また、同じく自立支援医療費としては、人工透析療法、人工関節置換術などを受けられる方が増加傾向にありまして、更生医療に係る費用として2,889万6,000円を計上させていただいたものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○（伊藤課長） それでは、私からは介護福祉課所管にかかわります補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

委員会資料3ページをごらんいただきたく存じます。資料下段の一般会計、歳出、民生費、社会福祉費でございます。初めに、高齢者福祉費の端野サービスセンター暖房設備等改修工事でございますが、建設後16年が経過し、施設全体の老朽化が進んでおりますが、特に暖房、給湯用ボイラーの老朽化が進んでおり、加えてボイラーの部品供給も既に終了しておりますことから、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を主な財源といたしまして暖房、給湯用ボイラー更新のための経費820万円を計上させていただいたものでございます。

次に、養護老人ホーム施設入所費につきまして当初見込んでおりました入所措置者数の減少に伴い、不用額が見込まれますので、2,000万円を減額補正させていただくものでございます。

次に、その下の介護保険費につきましては、介護

保険特別会計における保険給付費などの補正に伴いまして特別会計への繰出金616万2,000円を補正計上させていただいたものでございます。

次に、介護保険特別会計の補正予算でございます。資料6ページをお開きください。歳出の保険給付費でございますが、初めに要介護と認定された方への保険給付費であります介護サービス費では、要介護認定者数が計画よりも増加したことなどによる給付費の増加に伴い、居宅介護サービス費及び居宅介護サービス計画費について増額補正をさせていただき、利用者数が計画を下回りました認知症高齢者グループホームや利用者の要介護度が計画を下回りました特定施設などの地域密着型サービス費を初めといたしまして、介護保険3施設での施設介護サービス費など当初見込みを下回りました給付費ではそれぞれ減額補正をさせていただきまして、介護サービス費全体では6,806万6,000円を増額させていただくものでございます。

また、その下の段、要支援と認定された方への保険給付費であります介護予防サービス費におきましてもそれぞれ給付費に過不足が生じたので、整理補正をさせていただき、介護予防サービス費全体では1,037万3,000円を減額させていただくものでございます。

次に、その下の段、高額介護・介護予防サービス費では、要支援と認定された方への高額介護予防サービス費におきまして該当となる方が当初の見込みを下回りましたので、40万円を減額させていただきました。

次に、その他諸費の介護給付費明細書審査支払手数料でございますが、北海道国民健康保険団体連合会における審査件数の増加に伴い、38万7,000円を補正計上させていただきました。

次に、地域支援事業費の介護予防事業費では、要介護状態になるおそれのある高齢者を早期に把握するための生活機能評価の受診率が見込みほどには伸びておりませんことなどから、1,000万円を減額補

正するものでございます。

次に、歳入でございますが、資料4ページに戻っていただきまして、特別会計の歳入では保険給付費及び地域支援事業費の歳出補正に伴いまして、それぞれの財源につきまして補正させていただいたものでございます。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○(宇田川課長) それでは、保護課所管に係る補正予算につきまして補足説明させていただきます。

恐れ入ります。お手元の資料、委員会資料7ページでございます。歳出、民生費、生活保護費、生活保護総務費の生活保護法施行事務経費のうち過年度精算返還金についてでございますが、平成20年度の国庫補助金の受け入れ済み額、右側の説明の欄にございます②でございますが、これに対して事業費の実績額に基づく国庫補助金所要額が同じく①となり、その差額291万7,000円を国に返納するものでございます。

なお、この減額の主な理由は、業務効率化を目的にしたシステム更新に係る経費の入札差金によるものでございます。

以上で保護課所管にかかわります補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○(河野委員長) 補足説明が了しましたので、初めに社会福祉課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ次に、介護福祉課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ次に、保護課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ、以上で社会福祉課、

介護福祉課及び保護課の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を続けます。

保健福祉部のうち国保医療課、健康推進課、子ども支援課及び保育課所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(高畑課長) おはようございます。国保医療課所管の補正予算につきましてご説明させていただきます。

委員会資料8ページをお開きください。一般会計からご説明させていただきます。資料下段、後期高齢者医療費では、低所得者軽減分の確定に伴い、道からの基盤安定拠出金及び市負担金などを含め、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金を812万6,000円増額し、上段の歳入につきましては歳出に関連し、道からの保険基盤安定拠出金を増額するものでございます。

次に、資料9ページ、後期高齢者医療特別会計では、資料下段、歳出、後期高齢者医療広域連合納付金において市及び道が負担する平成21年度拠出金の確定に伴い812万6,000円を増額し、上段の歳入につきましては歳出に関連し、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

次に、国民健康保険特別会計につきまして13ページ、歳出からご説明させていただきます。総務費、一般管理費では、70歳から74歳の被保険者の自己負担割合凍結に伴う高齢受給者証再交付に係り44万円を増額し、保険給付費では医療費及び受診件数などの動向を見込み、一般被保険者療養給付費及び高額療養費並びに退職被保険者等療養給付費合わせて1億9,000万円を増額し、出産育児一時金では当初見込みに対し支給額に不足が見込まれますことから300万円を増額するものでございます。

次に、14ページをお開きください。後期高齢者支援金では、平成21年度の確定に伴い275万2,000円を増額し、保険財政共同安定化事業拠出金では拠出金に不用額が見込まれますことから5,000万円を減額、特定健康診査等事業費では受診者数が当初より減少が見込まれますことから2,000万円を減額し、諸支出金、償還金では平成20年度特定健康診査等負担金の再確定に係る精算分として14万6,000円を増額するものでございます。

次に、委員会資料10ページにお戻りください。歳入についてでございます。国民健康保険料収入、一般被保険者国民健康保険料では、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金の現年度分について調定額に減が見込まれますことからそれぞれ減額し、医療給付費分滞納繰越分では収入に増が見込まれますことから増額、次の退職被保険者等国民健康保険料では医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金の現年度分について調定額に減が見込まれますことからそれぞれ減額し、保険料収入合わせて1億8,800万円を減額するものでございます。

次に、11ページ、国庫支出金、国庫負担金では、一般療養給付費等の増に伴う負担金の増額、国庫補助金では特別調整交付金に増が見込まれますことによる増額及び高齢者受給者証の再交付に係る補助金を計上し、国庫支出金合わせて6,244万円を増額するものでございます。

次に、療養給付費等交付金では、退職分療養給付費の増並びに一般被保険者から退職被保険者に適用される被保険者の増に伴い1億円を増額し、前期高齢者交付金では平成21年度の概算交付額の確定に伴い218万7,000円を減額、保険財政共同安定化事業交付金では交付基準でございます30万円を超える対象医療費の減に伴い7,900万円を減額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。繰入金、一般会計繰入金では、低所得者の保険料軽減分に係る保険基盤安定繰入金軽減分並びに保険者の支援を目的

とする保険基盤安定繰入金支援分では平成21年度の実績の確定に伴い補正するものでございます。その他の一般会計繰入金では、財政安定化支援事業などに増が見込まれますことから、一般会計繰入金合わせて4,431万5,000円を増額するものでございます。

次に、基金繰入金についてでございますが、先に次の諸収入についてご説明させていただきます。雑入では、平成21年度介護報酬改定に伴い介護保険料の上昇を抑制することを目的に交付されました介護従事者処遇改善臨時特例交付金ほか合わせて1,300万円を増額するものでございます。

前に戻りまして、基金繰入金についてでございますが、歳出では総額1億2,633万8,000円を増額補正し、歳入においては保険料収入から一般会計繰入金と諸収入を合わせ総額4,943万2,000円の減額となっており、このため会計収支において1億7,577万円の不足が生じる見込みとなっており、この不足分につきまして基金条例に基づき基金から繰り入れを行い収支の均衡を図ったところでございます。

以上、国民健康保険特別会計において歳入歳出それぞれ1億2,633万8,000円を増額補正し、補正後の予算総額を147億3,899万3,000円といたしたところでございます。

以上で国保医療課所管の補正予算に係る補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（津幡課長） 次に、健康推進課所管の補正でございますけれども、委員会資料15ページでございます。上ところ診療所の診療の再開については、前回の委員会で報告をさせていただいたところでありますが、その診療再開に伴い、補正予算として国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、上ところ診療所医師住宅の改修を予定するものでございます。

上ところ診療所に隣接する医師住宅については、昭和57年に建設された築27年の木造2階建て29坪ほどの建物でございますが、経年により改修が必要で

ございましたが、平成22年度から医師が常駐することとなりますことから、上段でございますが、歳入は交付金763万7,000円を予定し、歳出につきましては保健衛生費、地域診療所整備事業費として水回り、電気設備の改修を含め住宅の改修経費800万円を繰越明許費として計上したところでございます。

なお、改修に向け詳細設計を行いまして、改修工事本体につきましては5月以降と考えているところでございます。

以上、健康推進課所管の補正についてでございます。ご審議よろしくお願いたします。

○（市川課長） 続きまして、私から子ども支援課にかかわります補正予算につきまして、委員会資料に基づき補足説明をさせていただきます。

資料16ページの下段の歳出であります。2目相談支援費において1,660万円を繰越明許費として計上するものであります。ちびっこ広場管理費では、ちびっこ広場に設置している遊具の修繕であります。国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源にブランコ腰板のゴムカバー取り付けやロータリーグローブのぐらつき、滑り台の塗装劣化など、早急に対策及び補修を要する遊具について修繕を行いたく、予算を補正計上いたしました。

次に、子ども手当支援経費では、子ども手当の円滑な実施を図る準備としまして平成22年6月の支給開始に向けたシステム構築に係る経費について、国からの補助金を財源に計上いたしました。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○（三樹課長） それでは、私から保育課所管の補正予算につきまして、お手元に配付させていただいております委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料17ページをごらんください。まず、下段の歳出からご説明させていただきます。4目保育所費の市立保育園運営費についてですが、老朽化した市立保育園の屋根などを改修し、保育環境の整備

を図ることに伴い950万円を繰越明許費として補正計上するものです。

また、相内保育園改築事業では、相内公共施設複合化B棟新築工事に係る相内保育園園庭工事の入札差金に伴い23万9,000円を減額補正するものです。

次に、上段の歳入ですが、ただいま説明いたしました市立保育園運営管理費に係る歳入といたしまして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金として906万9,000円、相内保育園改築事業費に係る地域政策総合補助金として70万円、市債であります児童福祉施設整備費事業債として20万円の減額補正をするものです。

次に、18ページでございます。議案第14号北見市立保育所条例の一部を改正する条例についてでございますが、留辺蘂自治区における児童数の減少により平成22年4月1日からあさひ保育園をさかえ保育園に統合することで所要の改正を行うものでございます。

次に、19ページから20ページでございます。保健福祉部の所管する施設に係る指定管理者の指定についてでございます。平成21年9月24日開催の福祉民生常任委員会にて指定管理者の指定の更新について報告させていただきました(1)から(6)までのへき地保育所6カ所と新たに地域運営委員会にて運営を実施することとなりました(7)の端野小桜保育所について、非公募により選定委員会を実施し、7カ所すべて選定基準に照らし、適切と認められ、選定されましたので、平成22年4月1日から3年間指定をするものです。

以上で補説説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○(河野委員長) 補足説明が了しましたので、初めに国保医療課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

○(熊谷委員) 1点だけ、特定健診の受診者数の減少が見込まれるということなのだけれども、具体的に今の受診の状況です。予算でどれぐらい見込ん

でいて、今現在こうだという状況を教えてください。

○(高畑課長) 特定健診の受診者数につきましては、平成21年度において6月から開始しておりますが、6月から8月までにつきましては平成20年度を上回る受診者数で推移していたところがございます。ところが、9月以降新型インフルエンザの感染拡大が懸念された時期から、実を言いますと対平成20年度と比較してかなり受診者数が低下しております。最終の受診者の受診率につきましては、平成20年度の受診率でございます19.2%と同程度になると見込んでおります。1月末現在で受診者数につきましては4,052人、最終的には5,000人ちょっと見込んでおります。今後も受診率向上を目指し、特定健診の周知に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○(桜田委員) 委員会資料13ページ、出産育児一時金について単純な質問をさせていただきたいと思っております。

予算額に不足が見込まれるということで増額、補正額300万円ということで、7,100万円になるということでした。簡単に言ったら、少子化について、今赤ちゃんの生まれる数が少しふえ始めているという考え方を持っていいものか、この補正の内容についてももう少し細かく説明してください。

○(高畑課長) 出産育児一時金につきましては、当初年度170件を見込んでおりました。もともと38万円の一時金でございましたが、年度の途中でそれが42万円に引き上げられております。そういう点から思うと、現在最終的に177件を見込んでおりました、7件分プラス、その制度改正から直接払いという国保連合会を経由した支払い方法に変更になった手数料等を含めまして今回300万円を増額補正させていただきます。

今委員よりご質問ございました出生数がふえているかどうかにつきましては、現在平成20年度よりは国保加入者についてはふえている現状なのですが、トータルで北見市全体といたしまして出生数

が伸びているかとは少し違う動きがされているのではないかと考えております。

以上でございます。

○（河野委員長） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ次に、健康推進課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

○（飯田委員） 上ところの医師住宅改修なのですが、今説明では29坪ぐらいの建物で、余り大きいとは言えないと思うのです。年数も昭和57年ですから、かなり老朽化が進んでいると思うのです。そういった中で、水回り改修を含めて800万円ということで今説明を受けたのですが、見方を変えればこの大きさであればかえって丸ごと建てかえたほうが単価的に将来的に見ていいような気がするのですが、ただ事業の関係で保健衛生費になっているので、建てかえできるかどうか私はわからないのですが、この辺はどういう形で検討されてこういう形になっているのか、お示ししていただきたいと思っております。

○（津幡課長） 飯田委員からこの経年にして新築したほうがよろしいのではないかとのご意見がございましたが、この建物についてはもともと医師住宅ということで建てられておまして、現場に行って判断をしたところでございますが、ほとんどかなりいいものが使われておまして、ただサッシの部分とか、天井が少し下がっているとか、あるいはご指摘の水回りの部分は改修しなければならないという判断に立ったのですが、一応躯体そのものはまだ十分耐えられるということで、改修ということで判断をさせていただきました。

以上でございます。

○（飯田委員） 今答弁で躯体は大丈夫だということなので、単価的にかなり坪的に値段があるので、断熱の改修とかも入っているのかどうなのか、そこ

だけ確認させてください。

○（津幡課長） 昭和57年の建物ですので、当然断熱等も詳細設計にて計算をさせていただく形でございます。

以上です。

○（河野委員長） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、続きまして子ども支援課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ次に、保育課を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言を願います。

○（桜田委員） 委員会資料17ページです。保育所費、市立保育所運営管理費ということで926万8,000円ということになっています。全体では3億9,957万円ということですが、これを資料として13園ごと、どのようになっているのかというのを提出してもらえるかどうかを確認させてもらいながら、もし提出してもらえるのであれば、実はことしから地域運営その他で変わったところもあると思っておりますので、園ごとの資料をお願いしたいと思います。

それから、今回の補正額なのですが、私も中のところまで詳しくわからないので、一応確認させていただきたいのですが、私本会議の中で保育料の滞納額、累積では約4,674万円になっているような、そして不納欠損額も875万円ぐらい必要になっているのだということを確認させてもらったのですが、これとこの補正とは別なのですか、そのことを答弁として求めたいと思っております。

以上です。

○（三樹課長） ただいまの桜田委員のご質問のまじり保育園ごとの資料を出せるかということなのですが、それについてはお出しすることは大丈夫だと思いますので、この後どんな形がよろしいのか、

委員に具体的にお聞きしながら提出したいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このことについては、先ほどの本会議のあちらの滞納の関係等は数字的には全く関係ございませぬ。

以上でございませぬ。

○（河野委員長） ほかに質疑のある方はいらっしやいませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で国保医療課、健康推進課、子ども支援課及び保育課の審査を了しませぬ。

暫時休憩いたしませぬ。

午前11時13分 休憩

午前11時19分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きませぬ。

次に、地域医療対策室所管の審査を行います。

補足説明を求めませぬ。

○（五十嵐室長） おはようございませぬ。それでは、私から地域医療対策室が所管いたしませぬ補正予算について概要を説明させたいと思ひます。

救急医療等の支援につきませぬは、昨年11月30日に北見赤十字病院から救命救急、小児救急及び周産期医療などの政策的医療につきませぬは不採算部門であり、その収支不足額について財政支援の要望がございませぬしたので、さきの当委員会支援についてご説明させたいと思ひます。市といたしませぬはこれら3部門が主に急性期の症状を扱う3次医療であり、圏域はもとより当市においても住民の命を守る重要な機能であること、また本年度から公的病院への助成に対し特別交付税の措置となったことなどから支援することといたし、今般助成額について補正計上いたしませぬところでございませぬ。

私からは以上でございませぬが、詳細につきませぬは担当主幹からご説明いたしませぬので、ご審議のほ

どよろしくお願ひいたしませぬ。

○（穴田主幹） それでは、地域医療対策室が所管いたしませぬ平成21年度補正予算につきませぬご説明させたいと思ひます。

補正予算説明書、歳入では11ページ、歳出では23ページ、提出してございませぬ委員会資料に基づきませぬご説明させたいと思ひます。委員会資料1ページをございませぬいただきたいと思ひます。まず、歳入でございませぬが、17款寄附金の総務費寄附金ですが、ふるさと振興費寄附金といたしませぬして地域医療の確保に充ててほしいとの趣旨から、昨年11月に市内の古屋聖児様から200万円の寄附をいただきたものでございませぬ。

次に、歳出でございませぬが、4款衛生費の救急医療等支援事業費につきませぬは、提出してございませぬ別冊資料に基づきませぬご説明申し上げます。別冊資料1ページをございませぬ願ひます。別冊資料の救急医療等の支援事業につきませぬは、去る2月12日に開催されませぬ当委員会におきませぬ、（1）の支援の部門、（2）の支援に当たつての考え方、（3）の助成額の考え方についてはご説明させたいと思ひますので、省略させたいと思ひます、（4）の助成額についてご説明させたいと思ひます。①の基準額は、（3）の助成額の考え方の①の考え方から、（2）の表の特別交付税限度額である2億7,281万3,000円といたしませぬ。

②では、同じく（3）の助成額の考え方の②の考え方から、北見赤十字病院の入院、通院患者数の割合が当市においては75%であることから、上記基準額の75%の2億461万750円を限度額といたしませぬ。

③の平成21年度の助成額といたしませぬは、今年度の北見市の財政状況などから1億円を計上いたしませぬところではございませぬ。

なお、平成21年度におきませぬは、総合周産期母子医療センター運営費補助金として5,082万2,000円を支援してございませぬ、今回の支援と合わせませぬして1億5,082万2,000円を支援することになりました。なお、

この支援に係る特別交付税は平成22年度に措置されることとなります。

私からは以上でございます。

○（河野委員長） 補足説明が了しましたので、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で地域医療対策室の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託議案6件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会の報告の文案につきましては、正副委員長において作成の上、明日午前9時30分から委員の皆さんにお諮りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

次に、市民環境部からの報告2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（尾関部長） それでは、仮称犯罪及び交通事故のない安全なまちづくり宣言についてご報告を申し上げます。

さきの当委員会でも説明をさせていただいたところでございますが、この宣言は旧市町の交通安全、暴力追放、防犯に関する宣言を統合して行うという合併に伴う調整項目でございます。また、さきに制定いたしました北見市犯罪及び交通事故のない安全な地域づくり条例と連動して行うものでございます。本日は、宣言の内容、実施時期についての案がまとまりましたので、ご報告を申し上げます。

次に、昨年9月1日にクリーンライフセンターのリサイクルプラザで火災が発生いたしました。今後の安全対策についての考え方がまとまりましたので、ご報告を申し上げます。リサイクルプラザの火災では、北見消防署及び北見警察署等の関係機関の現場検証を踏まえた見解を伺い、また早々に当常任委員会の皆様に視察をいただき、その後今後の対応などについて協議、検討を行ってまいりました。特に処理施設や運用の改善策、安全対策等につきましては他の機関の指針も参考とし、北見消防署のご指導を受けながら、慎重に検討を重ねてきたところでございます。火災発生防止に向けた緊急措置といたしましては、ごみ処理区分の変更を市民の皆様へ広報し、分別の徹底をお願いしてきたところでございます。

また、当常任委員会での安全対策のご意見等も検討し、別冊のとおり報告書を取りまとめております。施設復旧につきましては、今後本報告書をもとに経費を算出し、検討を加えながら議会へ相談してまいりたいと考えております。

それでは、詳細につきまして所管の参事及び課長から説明申し上げますので、よろしくお願ひいたし

ます。

○（近藤課長） それでは、犯罪及び交通事故のない安全なまちづくり宣言素案についてご説明をさせていただきます。

まず、委員会資料1ページの（1）ですが、合併時の調整項目でありましたことは部長からの冒頭説明をいたしました。交通安全、暴力追放、防犯、心のふれあい都市宣言など9つの宣言を一つの宣言として新たに宣言するものです。

また、調整内容としましては、仮称北見市犯罪、暴力及び交通事故のない安全な地域づくり条例の制定と連動させて行うものとしておりました。

次に、（2）、調整の経過ですが、今申し上げました旧宣言の取り扱いを昨年3月の当常任委員会に報告させていただいた後、関係機関の代表からいただいた意見を参考に宣言素案を作成し、これに市民意見を反映すべく広報きたみ及びホームページで意見を募集したところでございます。

なお、市民からはご意見はありませんでした。

次に、2ページになります。（3）には、宣言の素案の趣旨を載せています。宣言の趣旨といたしましては、北見市では地域の安全活動に防犯団体やボランティア団体、また町内会、自治会などの住民組織が主体的に取り組んでいただいております。こうした活動が輪を広げ、一体となって取り組むことが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するものであり、そのためには一人一人が安全への意識を高めていくこと、また家庭、地域でその支え合いや助け合いの輪を広げていくこと、それが安全・安心のまちづくりの基礎となっていくものと考え、北見市にかかわるすべての人々がその実現を決意するという内容になっています。

宣言については、条例と連動した中で条例の制定目的をより多くの市民の方々に周知を図り、積極的に取り組むことによって市内各地域における犯罪、交通事故の防止に効果を上げるために行っている意味も持たせています。

次に、（4）には宣言文の素案を記載しています。宣言文案については、旧市町でなされていた宣言の統合の趣旨も反映させながら、素案作成に当たったところです。

（5）では、宣言文について解説をしておりますが、その内容につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、4ページ、（6）ですが、宣言の実施予定日につきましては北海道及び北海道警察が主催し、実施されます全道春の地域安全運動の一環として行われる地域安全決起集会での宣言を予定しています。この集会は、市内の防犯活動、交通安全活動を実施している関係機関や組織が参加して行われ、街頭啓発や車両パレードも予定されておまして、この中で宣言することにより、より多くの方々に宣言を周知することが期待できますことから、現時点での実施日は確定していませんが、今後北見警察署と実施内容について協議をしていくことといたします。

また、参考までに（7）には合併前の旧市町のこの宣言に関連した宣言文を載せてございます。

以上でございます。

○（桜田参事） 続いて、北見市クリーンライフセンターの火災に関する報告について、お手元の資料の別冊によりご説明させていただきます。

別冊1ページをお開きください。第1章では、施設の概要を4ページまで記載しております。

5ページ、第2章では、火災の概要として出火時の対応、施設の被害状況、6ページには火災の原因等として北見地区消防組合消防本部及び北海道警察北見方面本部北見警察署からの報告とこの報告に基づいた火災原因の推定を中段に記載しております。内容は、適正な分別がなされずに混入していた可燃性ガスまたは可燃性液体が入っていた容器を破砕した際に中身が漏れ、破砕時の火花により引火し、コンベヤーを伝わり、拡大したものと推定しております。

7ページ、8ページ、第3章では、処理施設及び

収集運搬時の収集車における過去の火災とその対応をそれぞれ表にまとめております。

少し飛びますが、13ページ、第4章において、火災防止の現状と課題では排出、収集における現状と課題、(1)、スプレー缶類の分別状況についてですが、昨年11月に行ったごみの組成調査の結果では燃やさないごみに多数のスプレー缶やライターが混入されていたため、さらなる周知の徹底を課題に掲げております。

17ページ、第6章では、混入対策として中段に周知の具体的取り組みを掲げております。これまで実施してきましたが、さらに強化するというところでございます。

19ページ、第7章、処理施設、運用の改善でございます。1、ハード的な改善について、(1)の表に従来の火災に対する装置を左側に、そしてその対応を右側に掲載してございます。

資料20ページから24ページにつきましては、今後の設備の検討として東京消防庁の廃棄物処理施設に対する指導事項、いわゆるガイドラインとそれに対するクリーンライフセンター（リサイクルプラザ）復旧対策調査委員会の検討内容及び24ページから25ページに2として、そのソフト的な改善について掲載してございます。黒丸が既に対応済み、白丸が復旧に向けての検討内容でございます。

それでは、火災に対する安全対策のハード的な改善の主なものについてご説明をさせていただきます。図面でご説明させていただきます。26ページの次のページに資料がございました。その資料6ページの資料6、A3判の図面です。リサイクルプラザ火災対策図、①、温度、炎、ガス検知器、監視装置でございます。図面中央上部、赤い点線で囲った部分につきましては、過去の火災を踏まえ、安全対策検討範囲としております。点線内左側より1次破砕機、2次破砕機、そして破砕物搬送コンベヤーとなっております。水色が既設の計装機器等、緑色が既設の炎、ガス検知器、赤色が検討した安全対策機器等ござ

います。右上に変量記号及び機能記号等を掲載してございます。現場を監視する監視カメラにつきましては、左上、水色のAから順次Xまで24台設置しており、1次破砕機及び2次破砕機にE、F、Gの3台の監視カメラを設置してございましたが、新たに1次破砕機室及び2次破砕機室に部屋全体の状況を把握できるようZ1、Z2、また一番火災の発生のおそれがある1次破砕機下部にY、合わせて3台の監視カメラを検討し、27台とし、モニター画面をマルチ画面等により常時監視可能な範囲の拡大を図る考えでございます。

次に、炎、ガス、温度検知器について、火災の発生が極めて高い破砕機から搬送コンベヤーにおきまして各センサーの強化により火災の早期発見、初期消火をいかに確立できるかが最も重要と考えております。1次破砕機室には炎検知器を設置してございましたが、新たにガス及び温度検知器を検討し、2次破砕機室にはガス検知器を2台及び炎検知器を設置していましたが、新たに炎検知器を検討し、また破砕物搬送コンベヤーに新たに炎検知器を2台検討し、各センサーの強化により火災の早期発見を図る考えでございます。

次に、次のページ、資料7、リサイクルプラザ火災対策図、②、散水、防爆用送風設備でございます。赤い点線で囲んである安全対策検討範囲内におきまして、青色が既設、赤線が今回検討したものでございます。散水装置は、消火用と粉じん用がありまして、点線内左側より1次破砕機室内散水装置は消火用として毎分10リットル、1平方メートル当たり3.8リットルが1台及び2次破砕機室内においては消火用として毎分50リットル、1平方メートル当たり17リットルが1台ございましたが、1平方メートル当たり毎分9リットル2台をおのおの破砕機室内中部と下部に考えております。東京消防庁ガイドラインにおきましては、1平方メートル当たり毎分2.3リットル以上であることより極めて多目の水が散水されることとなります。点線内図面右側部分、斜め

の破砕物搬送コンベヤー上におきましても1平方メートル当たり毎分9リットルの散水装置を考えております。さらに、点線内図面一番右側、ドレンチャー用配管とございますが、延焼防止用でございまして、ここから後続の処理ラインの被害を防止するために炎検知器と連動し、毎分120リットルの水が出る大容量の消火、散水装置を考えております。また、可燃性ガスを爆発下限値以下に希釈するために図面左側下部に掲載してございますが、可燃性ガス希釈用送風機を検討してございます。

次に、リサイクルプラザ火災対策図、③、消火栓、パッケージ型消火設備でございます。図面上段がリサイクルプラザ1階平面図、下段が2階平面図でございます。青色が既設、赤色が検討したものでございます。既設消火栓は、図面上段、図面上部及び右側下部の屋外に2カ所取りつけております。現在まで火災が発生した場合、火災現場まで距離がありますので、消火ホースを2本連結し、ホースのよれを確認後、消火作業を行いました。復旧に当たりましては迅速な初期消火をするためにすべて室内消火栓とし、火災発生箇所まで1本で延長可能な丸形ホースを考えております。

図面上段、左側の上下、リサイクルプラザ1階プラットホームにおきましては、不燃ごみ、粗大ごみピットの火災発生に備えて2カ所、そして破砕機室内の火災発生に備えて1カ所、また2階機械選別室に1カ所考えてございます。

次に、パッケージ型消火設備でございますが、既設の消火器は消火剤容量約3キログラム、放出距離約5メートルでしたが、パッケージ型消火器は消火剤容量約100キログラム、放出距離約13メートル、ホース長さ約15メートルの強力な消火器でございます。地下2次破砕機室、1階破砕機室及び貯留搬出室合わせて5カ所、2階、1階選別室に2カ所考えております。そのほかに破砕物搬送コンベヤーのベルトの材質を耐油性から燃えづらい難燃性を検討し、また施設内地下水槽より消防車に直接水を供給する

ためエンジンポンプを設置してございます。

リサイクルプラザ復旧につきましては、これらを踏まえて復旧してまいりたいと考えております。今後のごみ処理におきましては、クリーンライフセンターはもとより廃棄物対策課と連携し、危険ごみの搬入防止に努めるとともに、火災が発生した場合、被害を最小限に抑えるべく、早期発見、初期消火の徹底をしっかりと図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○（河野委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言を願います。

○（槇森委員） 8ページ、私初めてこれを見たのだけれども、収集車の火災発生件数が載っていますね。北見市はなくて、札幌市、旭川市とかではいろいろあって、札幌市あたりはすごく件数が多いのです。この時期、収集時期でスプレー缶やガスボンベが混入されているということは、市民に対しての周知というか、そういうのがなかったのか、やはり大都市はこういう件数はふえてくるので。それでも帯広市や苫小牧市あたりでも結構あるのです。だから、北見市はないということは結局それだけ徹底していたのかと思うのだけれども、この辺の各都市の件数の推移というか、そういうのはどういうところで調べたのですか。わかれば教えてください。

○（秋山課長） 今槇森委員から収集時の火災の状況について、資料に載せております全道の状況についてでございますけれども、まずこの調査は電話、聞き取りを中心にさせていただいております。他都市と北見市の大きな違いは、北見市の場合は燃やさないごみを収集する際に、半透明の袋ですから、まず目視で作業員が見るということが1つです。その中でスプレー缶等危険なものがあればカッターでその場で割いて、そしてそれだけを取り出して、そして収集車に燃やさないごみと一緒に巻き込むのではなくて、別に搭載する場所をつくってございまして、そちらに入れて収集しているという状況で、これを平成18年の合併時から実施してございまして、北見市

は収集時の収集車で火災はゼロということになっております。他都市の詳細、収集時の細かいところまでは把握しておりませんが、火災が起きるということは多分燃やさないごみと一緒に紛れ込んでいるのだらうということが推定されます。

以上です。

○（槇森委員） 意見ということで、事故発生当時から私は再三指摘させてもらったのだけれども、この報告書の中で復旧対策調査委員会がいろいろと調査して、19ページにいよいよハード的な改善ということで載っておりますけれども、そのとおりで思いうのです。これは、委員会からの報告はこれでいいですけれども、報告は報告で、絶えず日常職員がこれを、報告を出したから終わりではなくて、再度知恵を出して、さらにこの報告以外であればどんどん研究して、情報集めて、いろいろと専門的なことを聞いたりして、やはりもう起きないような形で、私らも結局今のかかわった市議というのはこの4月でかわりますので、新しい市議に対してももう安全だということを胸張ってやってもらうように、日ごろやはりこういうことで注意してもらいたいということをお願いしたいということでもありますので、意見として申し上げます。

○（桜田委員） 報告書をおつくりいただきましてありがとうございます。安全対策の検討範囲をしっかりとやれば、今後の火災は防止できるという報告をいただいたと思っています。また、そのベースとしては東京消防庁のガイドラインを参考にしているということですので、この報告書をつくるまで大変だったと思うのですが、1つだけ確認をさせてください。例えばすべての室内に消火栓をつくって、さまざまな対応をしているということなので、もう大丈夫なのだと思うのですが、前回の教訓として、本当に火災が大きくなっていったときに電源が使えなくなってしまって、いろいろなこういう対策の手が打てなかったという教訓があったと思うのですが、レベルがもしアップしていったとき

に予備電源だとかバックアップ電源だとかという、その辺の対策がどのように練られたのか、そこだけご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○（長谷川係長） 桜田委員からの予備電源のことについてですけれども、電源については今ディーゼルエンジンの非常用発電機が1台設置されています。その中で今後万一火災が発生した場合にも、この非常用発電機で消火栓や非常用散水ポンプなどが使用できるような施設になるように検討しております。

以上です。

○（飯田委員） クリーンライフセンターで火災が起きて、私も現場に行って、委員会をつくってしっかり報告すべきだということを申し上げました。今回こういう形で、やはり内容を見ますとかなりきちんとしっかり検討されておまして、100%ということはないかなかないのでしょうかけれども、次もし不足な部分が出ればこれをまた再度改めて検討しながら進めていっていただきたいと思います。しっかり検討されているので、私はこれはもう大いに委員会として理事者の皆さんにご苦労さまと言いたいと思います。

以上でございます。

○（河野委員長） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（堀内部長） それでは、私から保健福祉部所管の報告事項の概要につきましてご説明をいたしたいと存じます。

初めに、国保医療課所管にかかわり平成22年4月1日施行の国民健康保険の制度改正についてですが、この制度改正について国における国民健康保険法施行令の公布が3月下旬の予定となっております。政令が公布されることに伴い、北見市国民健康保険条例における賦課限度額等の条例改正を予定しているところですが、本定例会に間に合いませんことから、政令が公布され次第対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、子育て支援推進室所管にかかわり次世代育成支援行動計画の後期計画についてですが、この計画の策定に当たりましては北見市次世代育成支援行動計画協議会で協議、検討を進めさせていただいたところでございます。去る2月8日開催の第11回協議会におきまして後期計画の素案づくりを終了し、素案につきまして2月19日、北見市社会福祉審議会でご審議をいただき、本日本委員会でご説明をさせていただくものでございます。

この2件の報告事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長及び主幹から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○（高畑課長） それでは、国民健康保険の制度改正につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

委員会資料1ページをお開きください。初めに、こちらのこれからご説明いたします1から3の施行期日につきましては、ともに平成22年4月1日となっております。

まず、1、70歳から74歳の被保険者の窓口負担につきましては、平成18年6月21日に公布されました健康保険法等の一部を改正する法律において70歳から74歳の被保険者の窓口負担については1割負担が2割負担に改正され、平成20年4月1日に施行され

たところでございますが、2割負担が2年間凍結されております。この凍結がさらに1年間凍結延長されることになったものであり、このことから現在70歳から74歳の方に交付しております高齢受給者証の再交付に向け準備を進めているところでございます。

次に、2、非自発的失業者の保険料の軽減につきましては、国民健康保険に加入した場合、保険料の算定は前年の所得によって行われますが、非自発的失業者であるリストラ等自分の都合ではない理由で失業した方について、離職者を支援することを目的に前年の所得のうち給与所得を3割分の金額で保険料計算することにより、保険料の負担割合が在職中と同程度になるよう改正されるものでございます。

なお、軽減期間につきましては、離職時の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までとなっております。

次に、3、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについてでございます。今後の高齢化の進展に伴う医療費の増数を見据え、中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額について医療分では現行47万円を3万円引き上げ50万円に、後期高齢者支援金分では現行12万円を1万円引き上げ13万円に、合わせて4万円を引き上げるものでございます。

以上で制度改正についての説明を終わりますが、3点目の賦課限度額の改正に係り、北見市国保におきましても中間所得者層の負担軽減を図るため、法定限度額の改正に合わせ同様の改正を予定しているところですが、改正に係る国民健康保険法施行令の政令の公布が3月下旬となっておりますことから、北見市国民健康保険条例の改正が本定例会に間に合わなかったことから、政令が公布され次第医療分と後期高齢者支援金分に係る賦課限度額及び限度額引き上げ後の保険料率並びに非自発的失業者の保険料の軽減に係る所要の改正について、施行期日である4月1日までに対応させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○（赤間主幹） それでは、私から2番の北見市次世代育成支援行動計画（後期計画）についてをご説明させていただきます。

委員会資料2ページをごらんください。次世代育成支援行動計画の後期計画につきましては、北見市次世代育成支援行動計画推進協議会で協議を重ねてまいりましたが、（1）の計画の策定経過に記載のとおり、2月8日開催の第11回協議会をもって後期計画の素案ができましたので、報告をさせていただきます。

それでは、3ページでございます。（2）の計画策定の趣旨についてでございますが、この計画は子育て支援対策を総合的に推進するために平成15年に策定されました次世代育成支援対策推進法に基づく計画でございます。計画の期間は、平成17年から平成26年までの10年間の計画でございますが、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画としておりまして、本年度その後期計画の策定事務を進めてきたところでございます。また、前期計画は平成17年3月に策定いたしましたので、4自治区は別の計画でございましたけれども、後期計画からは合併後の北見市の統一した計画となるものでございます。

（3）の計画の位置づけについてでございますけれども、この計画は次世代育成支援対策推進法に基づきます市町村行動計画の後期計画に当たりまして、北見市総合計画や関係いたします各種の計画と整合性を図りながら推進するものでございます。

（4）の計画の期間は、さきに（2）で触れましたけれども、3ページ下段の表のとおり本年度計画の見直しを行ったところでございます。

次に、4ページの（5）の計画の基本理念、基本的な視点でございます。①の計画の基本理念は、北見自治区の前期計画の基本理念と同じ、子供の笑顔があふれるまちを目指してといたしました。市民一人一人が子供たちの視点で考え、北見に生まれ育ったことに誇りが持てるような、温かな心で触れ合え

るまちを次世代に残せるように、家庭、地域、企業が一丸となった取り組みを進めるものとしますと記載をさせていただいております。

また、②の基本的な視点は、前期計画の北見、端野、留辺蘂自治区が同じであったことから、後期も次代の親づくり、家庭づくり、地域づくりの3点の視点といたしました。

次は、資料5ページでございますが、（6）の施策の体系でございます。前期計画の北見自治区の設定が国の策定指針にほぼ沿ってございましたことから、この施策の体系で各事業施策を整理してございます。5ページの左から基本理念、基本的な視点のもとに基本目標として、1の地域における子育ての支援を初め7つの基本目標を設定いたしましたして、その基本目標ごとにそれぞれ基本施策を設けてございます。さらに、このページには記載されておりませんが、基本施策のもとに各事業、各施策を展開してございます。その施策につきましては、後ほど別冊の資料でご説明をさせていただきます。

次に、6ページでございます。（7）の計画の進行管理でございます。今後も新たな推進協議会を設置いたしまして、毎年計画の実施状況を報告し、点検、進行管理をいただき、またその内容についてホームページで公開したいと思っております。

それでは、お手元の別冊の後期計画の素案をごらんいただきたいと思っております。この計画は、基本的には前期計画の見直しでございますので、計画書の構成は前期を継承してございます。

まず、7ページをごらんください。7ページ以降が第2章、子供を取り巻く現状でございます。その7ページは、第1節、北見市の現状、1は少子化の動向でございます。（1）の人口推計でございますけれども、国勢調査の年齢別人口の推移をもとに推計をしております。平成21年3月の人口12万5,977人がこの計画の最終年でございます平成26年には12万1,697人と約4,000人程度減少することが推測されてございます。

次の8ページから9ページまでは、児童の人口の推計も掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

また、次の11ページでございます。11ページには、合計特殊出生率を掲載してございます。これは、女性が一生に産む子供の数に相当するものでございますが、ごらんとおり北見市は1.26で、全道の1.19を上回っておりますが、全国の1.34よりは低い数値となっております。

あとは、各種の統計資料等を使いながら、結婚、晩産化、世帯の動向、就労の状況、産業、雇用の状況等を掲載してございます。

次は、23ページ以降でございます。23ページ以降は、第2節、子育ての現状と課題でございます。昨年1月に行いましたニーズ調査の集計結果や統計的な資料に基づいて記載をさせていただいております。23ページの1番、子供の状況と子育ての実態でございますが、何点か紹介をさせていただきたいと思ひます。

まず、25ページでございますが、ニーズ調査によるもので、子育てに関する保護者の意識でございます。子育てに関して不安や負担を強く感じることは、就学前、小学生ともに育児やこれからの教育が最も多く、次いで出費がかさみ生活が苦しいとなっております。また、就学前の保護者では約3割の方が自由な時間が持てないと回答してございます。

次は、29ページでございます。29ページと30ページは、小学生の放課後の過ごし方でございます。放課後から2時間単位で調査してございますが、遅い時間帯で家で1人で過ごしたという回答もございませぬ。

31ページでございますけれども、母親の就労状況でございます。記載のとおり就学前の子供がいる母親の50.9%、小学生の子供がいる母親の74.7%が働いております。また、就学前、小学生ともに働いていない母親の8割以上が就労を希望してございます。

次に、37ページ以降でございますが、37ページか

らは2番の子育て支援サービスの提供と利用の動向でありますけれども、保育や放課後児童クラブ、保育園、幼稚園の状況、子育て相談センター等についてニーズ調査結果や各種統計資料を使って掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

次、59ページをごらんください。59ページ以降が各事業施策でございます。先ほどと重複した説明になりますが、各施策につきましては基本理念に基づきまして、また昨年1月に実施いたしましたニーズ調査をもとに推進協議会において協議を重ね、素案を策定したものでございます。また、さきに申し上げましたとおり前期計画では4自治区は別の計画でありましたので、施策も4自治区で350ありましたが、事業の一元化等によりまして後期では160の事業としてございます。これによりまして、それぞれ共通した認識を持って各施策に取り組む体制ができたと思ひてございます。また、新たに後期計画に加えた施策が22ございます。すべてが新規の事業というわけではございませぬけれども、基本理念に基づいた施策を子育て支援という視点で推進するものでございます。また、4自治区の前期計画を後期では統一いたしました、自治区独自事業も21事業でございます。自治区事業は、施策名の下に自治区名を括弧書きで記載してございます。

説明は以上でございますけれども、後期計画におきましては策定後の社会情勢の変化や関連法案、関連計画等の見直しに合わせまして必要に応じて新たに立ち上げます推進協議会の協議を得て計画の見直しを行っていくものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○（河野委員長） 説明が了しました。

質議のある方は発言を願ひます。

○（熊谷委員） 国保医療課の3つの改正ですけれども、2つ目の非自発的失業者の保険料の軽減についてですけれども、要するにこれはそういう非自発

的失業者については前の年の給与の100分の30と見るということで、非常にそういう意味では、今まで退職されて、前の年はやはり所得がかなりあるものだから、国保に入ってしまうとなかなか大変なので、いわゆる任意継続するかとかいろいろな話がありますが、これはこれでいいと思うのですけれども、例えば非自発的かどうかをどのように見きわめるのかという、そこらあたりはどうなのでしょう。

○（高畑課長） 今回非自発的失業者をどういう形で判断されるのかというご質問でございます。現在国より示されております今回の非自発的失業者に係る保険料の軽減につきましては、まず定義として非自発的失業者とは雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者と定義されておまして、特定受給資格者というのは倒産、解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕もなく離職を余儀なくされた者をいいます。特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の者であって、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者をいっておりまして、あくまでも雇用保険上のその2点、特定受給資格者及び特定理由離職者という形のもとに私どもは判断させていただくことを今考えております。

以上でございます。

○（熊谷委員） 確かに例えば雇用保険の手続でハローワークなんかに行った場合、それは離職票にははっきり離職の理由が書いてありますが、例えば健康保険のいわゆる脱退のほうにもそういうことが何か明記されるようになっていたのですか。そのところがよくわからないのです。それはあくまでも本人の申し出なのか、それともという、そのところどうでしょうか。

○（高畑課長） あくまでもこの軽減につきましては、ご本人からの申請という形になります。申請に当たっては、先ほど申し上げた雇用保険上の2つの資格者であるという要件が必要になりますので、国保医療課としては、それをもって判断させていただ

くような形で今考えています。

○（桜田委員） それでは、私から次世代育成支援行動計画、後期計画について少しお伺いさせていただきたいと思います。

まず、1年間の本当に長い月日をかけて各種団体の皆さんと協議をしながらつくってきていただいたものですので、本当にそこに対してご苦労さまでしたということをもまず最初にお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

それで、ただ私ここで1つだけ確認したいことがあるのです。きょうの委員会資料4ページ、計画の基本理念というところの中に、子供たちの権利や幸せ、子供たちの権利という言葉を実は基本理念の一番中核のところを使っているのです。この子供たちの権利ということであると、最近各自治体で子どもの権利条約というものを条例として制定しているまちなんかもありますので、ここで使っている子供たちの権利という言葉、国連が制定している権利条約をきちんと意識しながらこの言葉を使っているのか使っていないのかということだけ確認をさせていただきます。

以上です。

○（赤間主幹） 現在の権利につきましては、国際条約に基づきまして、今回つけておりませんけれども、計画書の最終ページに資料編として掲載をさせていただいてございます。

○（桜田委員） 本当に国連の子どもの権利条約をしっかり意識しながら、これからまちづくりをしていく計画ととらえさせていただいてますので、今後例えば総合計画その他の中にもあります子供条例のようなものをやはり前向きに検討していただきながら、子供が中心になれるような、国連の趣旨にのっとれるようなまちづくりを進めていただきたいと思いますので、ぜひ意見としてお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

○（河野委員長） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） なければ、以上で保健福祉部の報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

午後 0時10分 再 開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 0時11分 閉 議
